以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通容量の不足により朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生しており、また線形不良区間においては大型車の相互通行に支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　栃木県栃木市役所

**○関東地方整備局告示第二百八十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年八月九日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　千曲都市計画道路事業三・五・五号戸倉上山田線、三・四・二号国道線及び三・四・三号千曲線

三　事業施行期間　自平成二十四年八月九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長野県千曲市大字戸倉字鎮守及び字上中町地内

使用の部分　なし

**○中部地方整備局告示第百四十四号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月九日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

中部地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ぎふ建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 福島　主税 |
| 変更後 | — |

(2)　変更年月日

平成二十四年七月九日

# 国会事項

## 衆　議　院

**議案提出**

八月七日議員から提出した議案は次のとおりである。

野田内閣不信任決議案（渡辺喜美外五名提出）

**要求書受領**

八月七日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

野田内閣不信任決議案　渡辺喜美外五名

**答弁書受領**

八月七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員橘慶一郎提出病院の耐震改修状況及びその促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出中国の海洋政策に関する質問に対する答弁書

**報告書受領**

八月七日内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況の報告

国際連合教育科学文化機関憲章第四条４の規定による二千十一年の国際連合教育科学文化機関第三十六回総会において採択された勧告に関する報告書

又同日内閣を経由して経済産業大臣枝野幸男から、次の報告書を受領した。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第七項の規定に基づく調達価格等に関する報告

## 参　議　院

**会議**

八月八日（水曜日）午後二時　本会議

**議案提出**

八月七日議員から次の議案が提出された。

下水道法等の一部を改正する法律案（武内則男外四名発議）（参第三〇号）

内閣総理大臣野田佳彦君問責決議案（広野ただし外六名発議）

**要求書提出**

八月七日発議者から、次の議案についての委員会審査省略要求書が提出された。

内閣総理大臣野田佳彦君問責決議案（広野ただし外六名発議）

**議案撤回**

八月七日議員から次の議案が撤回された。

内閣総理大臣野田佳彦君問責決議案（水野賢一発議）（決議第六号）

**答弁書受領**

八月七日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田昌良提出長期滞在海外在留邦人の利便性を考慮した住宅ローン減税制度の改善に関する質問に対する答弁書（第二〇六号）

参議院議員上野通子提出保育所の施設整備に対する補助に関する質問に対する答弁書（第二〇七号）

参議院議員谷岡郁子提出サッカー日本代表のロンドン五輪渡航時における座席の男女格差に関する質問に対する答弁書（第二〇八号）

**報告書受領**

八月七日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合教育科学文化機関憲章第四条４の規定による二千十一年の国際連合教育科学文化機関第三十六回総会において採択された勧告に関する報告書を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第七項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。

# 人事異動

## 法　務　省

（東京地方検察庁次席検事）検事　八木　宏幸

最高検察庁検事に配置換する

最高検察庁公安部長を命ずる

（最高検察庁検事）同　稲川　龍也

東京地方検察庁検事に配置換する

東京地方検察庁次席検事を命ずる